

五 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）

改正案

（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え） 第三十三条 法第三百三十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百三条第七項、第四百四条第一項、第二項及び第八項から第十項まで並びに第二百六十二条第一項及び第二項	受託者	新受託者

現行

（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え） 第三十三条 法第三百三十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百三条第七項、第四百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項	受託者	新受託者